

知ってほしい! 共済会制度のコト

岩田屋三越支部発信

三越伊勢丹グループ共済会の制度を岩田屋三越支部の皆さんに、もっと身近に感じて活用してもらえよう、各制度のポイントを分かりやすく発信していきます。



Vol.5 死亡・高度障害に関する給付

【生命共済死亡給付金・高度障害給付金】※共済会の制度
会社が掛金を負担している全員加入（一部の会員を除く）の「生命共済」から、**共済会会員本人（L会員）**が死亡もしくは疾病、傷害により高度障害状態になったときに給付されます。

●L会員 **700万円**

対象：L会員（月給制の方）
（満60歳以上を除く）

【UAゼンセン 死亡弔慰金・高度障害見舞金】※上部団体UAゼンセンの制度
共済会会員本人およびその家族が死亡したときに、UAゼンセン共済基金から死亡弔慰金が給付されます。また、**共済会会員本人が高度障害状態**になった場合にはお見舞いが給付されます。

●会員本人が死亡もしくは高度障害状態になった場合

600万円

〈本人死亡における給付加算〉

- ・配偶者がいる場合 200万円
 - ・配偶者を除く扶養家族に1人につき 100万円
- ※ただし配偶者を除く扶養家族は2人が上限。

●配偶者が死亡したとき

100万円

●子女（妊娠4か月（85日）以上満23歳未満のお子さま、または会員の収入によって生計を維持していたお子さま）が死亡したとき **20万円**

※業務中または組合活動中による死亡については10割増になる場合があります。

※本人・配偶者・子女の年齢により、給付制限がある場合があります。

対象：L会員（月給制の方）
S会員（時給制の方）

例えば、ご本人（L会員）が死亡の場合、

700万円（共済会） + 600万円（UAZ） = 1300万円 + α（給付加算に該当する場合）

お手続きについては、組合よりご連絡をさせていただきます。

共済会制度案内は、共済会HP
「制度内容のご案内」から詳細を確認できます。
<http://www.imgu.or.jp/kyousai/>



★お問い合わせはこちら★
組合事務所（今泉ビル1F）
内線 815-3197
外線 092-712-6870

この補償を基盤に、保険の見直しをするのも良いですよ

